

日本遺伝子細胞治療学会若手研究会規約

(平成 28 年 9 月 15 日第 1 版)

第 1 章 会則

- 第 1 条 本会は「日本遺伝子細胞治療学会若手研究会」と称する。
- 第 2 条 本会は、遺伝子治療・細胞治療への貢献が期待される、基礎的技術革新、疾患モデル研究、その他を広く包括する研究成果を発表する機会を通じ、若手遺伝子・細胞治療研究者の育成、萌芽研究の発掘、産学連携の推進等により日本の遺伝子細胞治療の発展に貢献することを目的とする。
- 第 3 条 本会は前条の目的を達成するために次の活動を行う。
1. 毎年 1～2 回定期セミナーを開催する。
 2. 会員専用の非公開メーリングリストを作成し、会員間の情報交換や共同研究のための連絡先を管理する。
 3. 会員にメールを介して、定期セミナーの開催情報、日本・米国・欧州遺伝子細胞治療学会（JSGCT、ASGCT、ESGCT）のトピックス、会員からの関連技術の紹介、企業からの関連製品の紹介を配信する。
 4. JSGCT への入会を推奨する。
- 第 4 条 本会の所在地を以下に定める。
東京都港区白金台 4-6-1
東京大学医科学研究所
- 第 5 条 本会の設立年月日は平成 28 年 9 月 15 日とする。
- 第 6 条 本規約は下記に定める運営委員会構成委員の過半数の同意をもって改正することができる。
- 第 7 条 本規約は平成 28 年 10 月 1 日より施行する。

第 2 章 会員

- 第 8 条 本会の会員は、正会員、企業会員、特別会員、賛助会員とする。各会員は、メーリングリストに登録することを原則とし、配信されるメールを閲覧できる。また、定期セミナーに参加できる。尚、入会（メーリングリストへの登録）は無料とし、定期セミナーへの参加は有料とする。賛助会員は有料で配信メールあるいは定期セミナーにおいて遺伝子細胞治療関連製品を広告できる。
1. 正会員は、運営委員会で許可された、企業に所属しない研究者、大学院生および大学生をいう。
 2. 企業会員は、運営委員会で許可された、企業に所属する研究者をいう。
 3. 特別会員は、正会員以外の JSGCT の理事あるいは評議員をいう。
 4. 法人賛助会員は、本会の目的および趣旨に賛同する個人または団体あるいはこれに準じるものをいう。

第3章 運営委員

第9条 運営委員長 1名。総務を統括し、運営委員会を主催する。JSGCT 若手ワーキンググループ委員会委員長大津 真（東京大学医科学研究所）が本会の代表として兼任する。また、副運営委員長をおくことができる。

第10条 運営委員 5-10名程度（委員長を除く）。JSGCT 若手ワーキンググループ委員会委員が兼任する。

第11条 セミナー実行委員長 1名。運営委員の中から定期セミナー毎に選出する。

第4章 運営委員会

第12条 運営委員会は、運営委員長または副運営委員長を議長として、JSGCT 総会および定期セミナー時に開催される。

第5章 定期セミナー

第13条 セミナー実行委員長の主催のもと、年1～2回のセミナーを開催する。

第14条 セミナーは、指定講演、JSGCT・ASGCT・ESGCTにおけるトピックスの紹介、一般演題および関連製品の紹介などからなる。指定講演の演者は、運営委員会が指名する。一般演題は、運営委員によって採択される。賛助会員は、自社製品を紹介できる。

第15条 参加費は、正会員 1,000円（学生 500円）、企業会員 5,000円、特別会員 1,000円、賛助会員 10,000円とする。

第16条 優秀な一般演題については、JSGCT 総会での発表を推奨する。